

新潟県条例第20号

新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

新潟県立職業能力開発校条例（昭和44年新潟県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(寄宿料) 第18条 寄宿舎に入舎している者は、月額 <u>3,030円</u> 以内の額で規則で定める額の寄宿料を毎月25日ま でに納めなければならない。 2・3 (略)	(寄宿料) 第18条 寄宿舎に入舎している者は、月額 <u>3,550円</u> 以内の額で規則で定める額の寄宿料を毎月25日ま でに納めなければならない。 2・3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第18条の規定は、この条例の施行の日以後における寄宿に係る寄宿料について適用し、同日前の寄宿に係る寄宿料については、なお従前の例による。